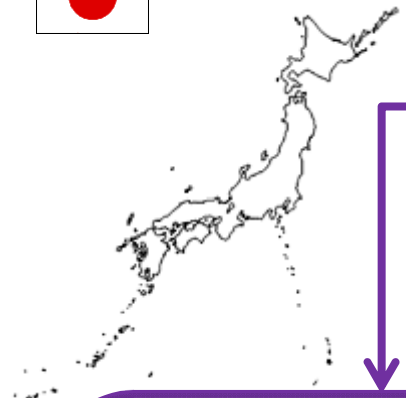
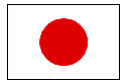


日・バミューダ租税協定

【条約締結の背景】

- 租税に関する国際標準を十分に実施していない国・地域を通じた国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、国際的な情報交換ネットワークの整備・拡充が急務。
- 特にOECDは、モデル条約（OECDモデル情報交換協定）を策定し、各国がこれを利用してタックス・ヘイブンとの間の租税に関する情報交換のための法的枠組みを整備するよう慫慂。
- 米国や英国を始めとするOECD加盟国は、租税に関する情報交換を主眼とした協定を多数署名又は締結してきており、我が国としてもこのような協定を締結することによって国際的な取組に貢献することが喫緊の課題。



通常の租税条約におけるOECD標準の情報交換規定より更に強化された情報交換の枠組み

バミューダには、現在所得に対する租税が存在しないため、本協定に基づく情報交換としては、我が国の要請に基づいてバミューダが一方的に情報を提供することのみが想定される。

【情報交換規定の主な内容】

- 一定の拒否事由に当たらない限り、必ず要請に応じて情報提供する必要あり
- 情報交換のための詳細な手続
- 自己の課税目的がない場合の情報入手・提供義務
- 銀行等の金融機関が保有する情報も提供対象
- 提供された情報の秘密保持

※主にバミューダ側にとっての利益となるものとして、課税権の配分（注）等に関する規定が盛り込まれている。

（注）例えば、協定第14条に基づき、我が国からバミューダに移住してバミューダの居住者となった者が我が国で受け取る退職年金については、我が国の課税は免除されることとなり、我が国の退職年金受給者のバミューダへの誘致が期待される。



【バミューダ】
英国の海外領土（旧属領）のひとつであり、大小約138の島嶼群。



英国が対外関係に責任を負っているが、独自の法制度の下で自治を行っている。いわゆるタックス・ヘイブンに該当し、所得に対する課税がない。米国等の先進国との間で、これまで18の租税に関する情報交換協定に署名。我が国からの資金移動が多額であり、協定締結の優先度が高い。